

教育企画担当
学 務 課

幼稚園保育料等の多子世帯への負担軽減の拡充について

1 これまでの取組

(1) 概要

幼稚園の保育料等については、従来は公立・私立ともに幼稚園同時就園を条件に多子の負担軽減が図られていましたが、国の就園奨励費補助事業の拡充により、平成18年度からは、小学校1年生に兄や姉を有する園児も第2子以降の負担軽減の対象とされ、平成19年度には小学校2年生まで、平成20年度以降は小学校3年生までに兄や姉を有する園児が第2子以降の負担軽減の対象となっています。

平成27年度には、区独自の施策として、就学前の子どもがいる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、2人目以降の子どもを望む保護者の子育て環境を整備し、港区から少子化対策を推進していくため、従来の小学校3年生までに兄や姉を有する園児を対象に、第2子以降の区立幼稚園保育料及び子育てサポート保育年間利用保育料を無料としました。

令和元年10月には、幼児教育・保育の無償化が開始され、区立幼稚園保育料が全世帯無料となりましたが、区立幼稚園の子育てサポート保育や私立幼稚園保育料等については、引き続き保護者負担が残ることから、区は複数の子どもがいる世帯（以下「多子世帯」といいます。）への負担軽減を継続しています。また、新たに私立幼稚園の第3子以降または低所得世帯の子どもの副食費に対する給付が開始されました。

※ 国の幼児教育の段階的無償化の取組により、区民税所得割課税額77,101円未満世帯（年収360万円未満相当）については、平成28年4月から、兄や姉の年齢にかかわらず多子世帯への負担軽減が適用されています。

(2) 区が行う幼稚園における多子世帯の負担軽減施策

ア 私立幼稚園等保育料保護者補助金

私立幼稚園（新制度未移行）の保育料に対して補助金を交付する事業で、第2子以降の補助金額を増額しています。

<補助金月額（最高所得階層）>

第1子：7,700円、第2子：10,400円、第3子以降：23,200円

イ 私立幼稚園副食費補足給付

私立幼稚園（新制度未移行）の第3子以降及び低所得世帯の子どもの副食費に対し、月額4,500円の給付金を交付しています。

ウ 新制度私立幼稚園副食費免除

子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園の第3子以降及び低所得世帯の副食費を免除しています（相当額を施設型給付費として当該園に支給）。

エ 区立幼稚園子育てサポート保育年間利用保育料

区立幼稚園の子育てサポート保育の年間利用者のうち、第2子以降の保育料を無料としています（第1子は最高所得階層で年額96,500円）。

2 現状の課題

(1) 子どもの年齢構成の違いによる負担較差

多子世帯への各負担軽減施策においては、国等の基準に基づき、小学校3年生までに兄や姉を有する園児を第2子以降の負担軽減の対象としていますが、多子世帯では、世帯収入や生計を一にする子どもの人数が同じであっても、兄や姉が小学校4年生以上の場合と小学校3年生以下の場合で保育料負担等に差が生じています。

(2) 負担軽減対象要件の差

私立幼稚園保育料や区立幼稚園子育てサポート保育年間利用保育料については、第2子以降を負担軽減の対象としていますが、私立幼稚園の副食費は第3子以降が負担軽減の対象となっており、対象要件に差が生じています。

なお、保育園の保育料等も、第2子以降が負担軽減の対象となっています。

3 多子世帯への負担軽減の拡充

現状の多子世帯の負担軽減施策における課題を踏まえ、港区から少子化対策を推進するとともに、保護者が公立・私立を問わず幅広く幼稚園を選択できるようにしていくという従来の考え方を一層推進するため、令和2年4月から以下のとおり幼稚園における多子世帯への負担軽減を拡充します。

(1) 負担軽減の対象算定における子どもの年齢範囲の拡大

(対象事業：上記1-(2)ア～エ)

これまで小学校3年生までの兄や姉から子どもの人数を数えるとしていた負担軽減の対象となる子どもの算定方法について、区独自に兄や姉の年齢にかかわらず算定の対象とします。ただし、算定の対象は、これまで同様、保護者と生計を一にする子ども（特定被監護者等）に限ります。

なお、区立幼稚園の子育てサポート保育年間利用保育料については、保育料額を条例で規定しているため、「港区立幼稚園の保育料に関する条例」を一部改正し、兄や姉の年齢にかかわらず第2子以降の保育料を無料とします。

【対象となる多子の算定方法例（現行と改正後の比較）】

現行			改正後	
兄弟構成	算定の考え方 (※)		算定の考え方 (※)	
小学校5年生	(対象外)	➡	第1子	
小学校3年生	第1子		第2子	
幼稚園5歳児	第2子		第3子	

※ 「算定の考え方」における子どもの数は、世帯における実際の子どもの数ではなく、負担軽減施策の対象を算定する際の取扱いにおける人数を表しています。

(2) 私立幼稚園副食費の負担軽減における対象世帯拡大

(対象事業：上記1-(2)イ、ウ)

これまで第3子以降及び低所得世帯の子どもの対象としていた私立幼稚園の副食費に対する負担軽減施策について、港区の幼稚園や保育園における他の多子世帯負担軽減施策と同様、区独自に対象を第2子まで拡大します。

4 区の財政負担

年間 31,903 千円

<内訳>

① 負担軽減の対象算定における子どもの年齢範囲の拡大（対象：計 147 人）

【歳出】

- ・ 私立幼稚園等保育料保護者補助金 8,292 千円（122 人）
- ・ 私立幼稚園副食費補足給付費 775 千円（15 人）
- ・ 新制度私立幼稚園施設型給付費（副食費免除分） 0 千円（0 人）

【歳入】

- ・ 区立幼稚園子育てサポート保育年間利用保育料 △805 千円（10 人）

② 私立幼稚園副食費の負担軽減における対象世帯拡大（対象：計 408 人）

【歳出】

- ・ 私立幼稚園副食費補足給付費 21,761 千円（403 人）
- ・ 新制度私立幼稚園施設型給付費（副食費免除分） 270 千円（5 人）

※ 財政負担額及び対象者数は、幼稚園利用者の世帯構成の状況等から算定した概算です。

5 実施時期

令和 2 年 4 月 1 日

6 今後のスケジュール（予定）

令和 2 年 2 月	令和 2 年港区議会第 1 回定例会（議案提出） （港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例）
3 月	広報みなど、ホームページによる周知
4 月 1 日	実施

幼稚園保育料等の保護者負担の全体像について

○区立幼稚園保育料及び子育てサポート保育年間利用保育料
平成27年4月～

	兄弟構成	保育料		サポート保育年間保育料
		国基準	区基準	
～小4	子	第1子として数えない		
小3～小1		多子負担軽減の対象として数える範囲		
5歳	子			<第1子> 全額
4歳				
3歳	子	<第2子> 半額	<第2子> 無料【区独自】	<第2子> 無料【区独自】

令和元年10月～

	兄弟構成	保育料		サポート保育年間保育料
		国基準	区基準	
～小4	子	第1子として数えない		
小3～小1		多子負担軽減の対象として数える範囲		
5歳	子			無償化
4歳				
3歳	子			<第2子> 無料【区独自】

令和2年4月～

	兄弟構成	保育料		サポート保育年間保育料
		国基準	区基準	
～小4	子	第1子として数える		
小3～小1		多子負担軽減の対象として数える範囲		
5歳	子			無償化
4歳				
3歳	子			<第3子> 無料【区独自】

○私立幼稚園(新制度未移行)保育料及び副食費
平成31年4月～令和元年9月

	兄弟構成	保育料	副食費
		～小4	子
小3～小1		多子負担軽減の対象として数える範囲	
5歳	子		
4歳	子	<第2子> 月額約36,100円補助	<第2子> 給付なし(全額自己負担)
3歳	子	<第3子> 月額約48,900円補助	<第3子> 給付なし(全額自己負担)

令和元年10月～

	兄弟構成	保育料	副食費
		～小4	子
小3～小1		多子負担軽減の対象として数える範囲	
5歳	子		
4歳	子	<第2子> 月額36,100円補助(無償化給付含む)	<第2子> 給付なし(全額自己負担)
3歳	子	<第3子> 月額48,900円補助(無償化給付含む)	<第3子> 月額4,500円給付

令和2年4月～

	兄弟構成	保育料	副食費
		～小4	子
小3～小1		多子負担軽減の対象として数える範囲	
5歳	子		
4歳	子	<第3子> 月額48,900円補助(無償化給付含む)	<第3子> 月額4,500円給付
3歳	子	<第4子> 月額48,900円補助(無償化給付含む)	<第4子> 月額4,500円給付

※新制度移行私立幼稚園の保育料は区立幼稚園と同額、副食費の負担軽減なし

※新制度移行私立幼稚園の保育料は全世帯無償化、副食費は第3子以降免除

※新制度移行私立幼稚園の保育料は全世帯無償化、副食費は第2子以降免除